

# 令和5年度中川村福祉タクシー券交付事業内容について

令和5年(2023年)10月

中川村では、高齢者、障がい児(者)および妊産婦の交通手段を確保し活動の範囲を広め、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とし、福祉タクシー券を発行しています。

福祉タクシー券は、民間のタクシー利用時に、運賃の一部として使用することができます。

## 1 補助対象者

村内に住所を有する、自身・家族による交通手段がない下記の方が対象となります。

- (1) 申請年度内に65歳に到達する者を含む65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳を所持している方で1級または2級の方
- (3) 療育手帳を所持している方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- (5) その他障がいと同等以上の状態にあると認められる方
- (6) 車椅子・ストレッチャーでないと移動ができない方
- (7) 母子手帳の交付を受けてから産後1年以内の方

※(6)及び(7)の方の自身・家族の交通手段の有無は問いません。

## 2 福祉タクシー券について

・タクシー券1枚は、タクシー普通車初乗運賃相当分(640円※9月25日からは700円)です。

・令和5年度は申請した月から年度末までの月数分、以下の枚数を交付します。

高齢者・障がい者(児)・・・ひと月あたり3枚

車椅子・ストレッチャーでないと移動ができない方・・・ひと月あたり5枚

母子手帳の交付を受けてから産後1年以内の方・・・ひと月あたり2枚

・1回の乗車で複数枚使用することができます。ただし、乗車運賃を超過して使用することはできません。タクシー券を利用した残りの運賃については、現金等で支払ってください。

たとえば、運賃800円にタクシー券2枚(1400円分)を使用することはできません。タクシー券を1枚使用し、残り100円は現金で払う必要があります。

・タクシー券の有効期間は、交付年度の3月31日までです。毎年度新しいタクシー券に変更します。

令和5年度のタクシー券の色は黄色(クリーム色)です。

## 4 タクシー券を利用できる事業者(村長が指定したタクシー会社)

飯島町：セブンタクシー・葵交通(福祉タクシー)

駒ヶ根市：丸八タクシー・赤穂タクシー

松川町：丸茂タクシー・ケアテック福祉タクシー

高森町：北部タクシー・南信民間救急サービス

喬木村：竜東タクシー(北部タクシー喬木営業所)

飯田市：第一観光タクシー・飯田タクシー・南信州広域タクシー(アップルキャブ)

飯田風越タクシー・アイタクシー(朝日交通)

お問い合わせ

中川村役場 保健福祉課 高齢福祉係

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電話 0265-88-3001(内線27・28)